

## 岐南町物品等購入一般競争入札執行要領

### (目的)

第1 この要領は、岐南町が発注する物品等の購入において、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定め、もって物品等の確実かつ円滑な納入の確保を図ることを目的とする。

### (対象案件)

第2 一般競争入札を行う物品等購入（以下「対象案件」という。）は、設計金額が3千万円以上のもので、町長が必要と認めた案件とする。ただし、入札参加業者が僅少な場合等、一般競争入札に適しない場合はこの限りではない。

### (入札の公告)

第3 入札の公告は、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示場、岐南町ホームページ、その他の方法により公告する。ただし、時間的、余裕がない場合はその期間を5日に短縮することができるものとする。

### (入札参加資格条件)

第4 一般競争入札の参加資格者となり得る者は、次の各号の条件を全て満たす者とする。

- (1) 岐南町入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載された業者
- (2) 参加しようとする者の事務所（営業所及び出張所）の所在地の要件
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 次の期間のいずれかの日においても、岐阜県及び岐南町から指名停止を受けていない者
  - ア 贈賄、独占禁止法違反又は禁固刑以上の犯罪に起因する指名停止については、当該入札の日から6箇月前の日までの間
  - イ ア以外の事由に起因する指名停止については、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から当該入札の日までの間
- (5) その他、必要と認められる事項

2 前項による条件は、岐南町指名業者選定委員会（以下「指名委員会」という。）に諮り決定する。

3 地元業者育成等を配慮する場合は、町内業者の入札参加資格条件を引き下げることができる。この場合において町内業者とは、名簿に登録された住所地が岐南町内であるもの又は町外に住所地登録されたもののうち、岐南町内に営業所等を有し企業活動を行っているものであって、当該事業に係る法人町民税等に未納のないものをいう。

(入札参加資格の審査)

第5 入札に参加できる業者の選定にあたっては、発注案件ごとに一般競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出させ指名委員会において行う。この場合における審査方法は案件ごとに事前又は事後による審査の別を決定する。

(通知)

第6 町長は、競争参加資格の確認された結果を当該業者に対して通知しなければならない。

(入札の参加)

第7 入札参加者は、一般競争入札のため入札会場に入場するときは、入札参加資格確認通知を係員に提示し、台帳との照合を受けなければならない。

2 前項に規定する手続きを受けない者は、当該入札に参加することができない。

(入札の延期又は中止)

第8 一般競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又は中止するものとする。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、入札執行に関し必要な事項は、指名委員会の協議により定める。

附則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。